

平成28年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成28年3月25日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 橋田委員長，小葉松委員，佐藤委員，須田委員，山本委員
- 4 欠席委員
- 5 事務局 小山学校教育部長，佐藤生涯学習部次長，對馬生涯学習部次長，
阿部管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
 - 日程第1 議案第1号 教職員の懲戒処分の内申に関し，議決を求めることについて
 - 日程第2 議案第2号 函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し，議決を求めること
について
 - 議案第3号 函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関
し，議決を求めることについて
 - 議案第4号 函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則
の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 議案第5号 函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関
し，議決を求めることについて
 - 日程第3 議案第6号 函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則およ
び函館市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に関
し，議決を求めることについて
 - 日程第4 議案第7号 函館市教育委員会規則で定める様式による申請書等の押印の特例
に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第5 議案第8号 函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の制定に関し，議決
を求めることについて
 - 日程第6 議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定
に関し，議決を求めることについて
 - 日程第7 議案第10号 函館市郷土館条例施行規則の廃止に関し，議決を求めることにつ
いて
 - 議案第11号 函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めること
について
 - 議案第12号 函館市地域生涯学習センター条例施行規則の一部改正に関し，議
決を求めることについて

	議案第13号	函館市青少年会館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて
	議案第14号	函館市縄文文化交流センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて
	議案第15号	函館市埋蔵文化財展示館条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて
日程第8	議案第16号	函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて
日程第9	議案第17号	函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて
日程第10	議案第18号	教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて
	議案第19号	教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて
日程第11	議案第20号	教育財産の用途変更に関し、議決を求めることについて
	議案第21号	教育財産の用途変更に関し、議決を求めることについて
	議案第22号	教育財産の用途変更に関し、議決を求めることについて
日程第12	議案第23号	函館市立的場中学校の敷地の変更に關し、議決を求めることについて
日程第13	議案第24号	函館フットボールパークの敷地の変更に關し、議決を求めることについて
日程第14	報告事項	・豊原4遺跡土坑出土品の国の重要文化財指定について
日程第15	協議事項	開かれた教育委員会の展開について

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、小葉松委員、佐藤委員を選任。
- 本日の日程のうち、日程第1、議案第1号「教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので、秘密会とさせていただきます。
- それでは、日程第1、議案第1号「教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第1号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第2、議案第2号「函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から日程第5「函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第2号から議案第5号の4件について、順次、説明する。
- まず、この4件の規則改正については、いずれも、現在、特命事項を推進するために部局内に「参事」を配置しているところであるが、市民等にその職務内容や職層をよりわかりやすいものにするために、市長部局とあわせ、担当部長、担当部次長および担当課長を置くことができるよう規定を整備しようとするものである。
- それでは、議案第2号「函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、戸井公民館の廃止と縄文文化交流センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い規定を整備し、ならびに部に担当部長、担当部次長および担当課長を置くことができることとするものである。
- 改正の内容については、縄文文化交流センター館長および副館長、戸井公民館長の規定を削り、新たに担当部長、担当部次長、担当課長の規定を加えるものである。教育委員会における参事職名につきましては、生涯学習部参事（3級）をフルマラソン担当課長に、学校教育部参事（3級）を学校再編・計画担当課長に変更しようとするものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。
- 次に、議案第3号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、大船遺跡埋蔵文化財展示館の廃止と縄文文化交流センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い規定を整備し、ならびに部に担当部長、担当部次長および担当課長を置くことができることとするものである。
- 改正の内容については、まず、第3条の事務分掌であるが、文化財課については、大船遺跡埋蔵文化財展示館を削り、縄文文化交流センターを加えようとするものである。第4条および第5条については、担当部長、担当部次長および担当課長の規定を整備するものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。
- 次に、議案第4号「函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、担当課長を個人情報の管理責任者としようとするものである。
- 改正の内容については、第2条に担当課長の規定を加えようとするものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。
- 次に、議案第5号「函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正および初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正と、縄文文化交流センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い規定を整備し、ならびに担当部長、担当部次長および担当課長に専決をさせることができることとしようとするものである。
- 改正の内容は、まず、第2条であるが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴い、部長、課長および主査の規定を整備しようとするものである。次に、第4条の専決者の特例に担当部長、担当部次長、担当課長を加えようとするものである。次に、別表第2ですが、縄文文化交流センターの規定を削ろうとするものである。なお、この訓令の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第2号から議案第5号までについて、何かあるか。

■須田委員

- 参事という職名はこれからも残るのか。

■山本委員

- 参事は残る。できるだけわかりやすくしようとするものである。

■阿部管理課長

- 参事というのはいわゆるスタッフ職である。課長職はライン職で、事務分掌で定められた業務を行う。参事職については、特定の課題に対して業務を行うものである。しかし、業務内容や職層がわかりにくいことから、担当部長、担当部次長、担当課長と改められた。病気等で休職する場合には、参事という職名を使用するので、参事という職名は残るものである。

■橋田委員長

- 議案第2号から議案第5号までについては、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第6号「函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則および函館市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第6号「函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則および函館市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、縄文文化交流センターの管理を指定管理者に行わせること、および戸井公民館の廃止に伴い規定を整備しようとするものである。
- 改正の内容については、第2条、別表第1および別表第2から戸井公民館および縄文文化交流センターの規定を削ろうとするものである。
- 次に、函館市教育委員会公印規則ですが、改正の内容については、別表第1からは、函館市縄文文化交流センター印、函館市縄文文化交流センター館長印を、別表第2からは、縄文文化交流センター、戸井公民館がそれぞれ事務用として保有している函館市教育委員会印を削ろうとするものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第6号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第6号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第7号「函館市教育委員会規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第7号、「函館市教育委員会規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、函館市立学校の施設の開放に関する規則、別記第1号様式について、押印を要しないことから削ろうとするものである。なお、この規則の施行期日は、公

布の日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第7号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第7号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、議案第8号「函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の制定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第8号「函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の制定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの規則の制定は、市立学校に学校運営協議会を置くことができることとしようとするものである。
- 規則の概略であるが、まず、第2条は学校運営協議会の趣旨に関する規定である。これまでの定例会において説明してきたことを踏まえ、学校運営協議会は、保護者および地域住民等が協働して学校運営に参画することにより、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むとするものである。第4条から第5条は、協議会の権限についての規定である。協議会は、学校運営に関する基本的な方針の承認を行うほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項、第5項に規定するところの学校運営に関する事項やコミュニティ・スクールの職員の採用その他任用に関する事項について、意見を述べるができるとしている。第8条から第10条は、協議会の委員についての規定であるが、委員は10名以内とし、保護者や地域住民、学校長、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命することとしている。また、委員は、地方公務員法上の特別職の公務員の身分を有し、任期は1年としている。第11条以降については、協議会の会議の運営や指定の取り消しなどについて規定している。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第8号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第8号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第6、議案第9号「行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第9号「行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備しようとするものである。
- 法改正により、審査請求をすることができる期間が現行の60日から3ヶ月に変更となることに伴い、議案に記載の第1号から第9号までの規則の様式の規定を改正しようとするものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第9号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第9号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第7、議案第10号「函館市郷土館条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」から議案第15号「函館市埋蔵文化財展示館条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第10号から議案第15号までの6件について、順次、説明する。
- まず、議案第10号「函館市郷土館条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの規則の廃止は、函館市郷土館条例の廃止に伴うものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。
- 次に、議案第11号「函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、戸井公民館の廃止に伴い規定を整備し、および使用許可の申請期間を変更し、ならびに行政不服審査法の全部改正に伴い規定を整備しようとするものである。
- 改正の内容については、戸井公民館の廃止に係わって第2条第2項の表から戸井公民館を削り、第3条の職員および職務、第10条から第12条までと、別記第10号様式から別記第13号様式までの使用料に係わる規定を削ろうとするものである。また、第4条、使用許可の申請であるが、公民館グループ連絡会が解散したことから第1号を削り、第2号、一般の団体の使用許可の申請については、利用団体からの要望があり、サービスの向上に寄与されるものと考えられ、施設の運営に支障がないことから、使用許可の申請をできる期間を6月前に変更しようとするものである。次に、行政不服審査法の全部改正により、審査請求をすることができる期間が現行の60日から3ヶ月に変更となることに伴い、別記第3号様式および別記第9号様式を改めようとするものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。
- 次に、議案第12号「函館市地域生涯学習センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、戸井西部総合センターの設置に伴い規定を整備し、および行政不服審査法の全部改正に伴い規定を整備しようとするものである。
- 改正内容については、まず、第2条第2項の表に函館市戸井西部総合センターの規定を加えるものである。次に、行政不服審査法の全部改正に伴い、別記第3号様式および別記第13号様式の規定中、60日を3か月に改めるものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。
- 次に、議案第13号「函館市青少年会館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、戸井青少年会館の廃止に伴い規定を整備しようとするものである。
- 改正内容については、戸井青少年会館の廃止に伴い、戸井青少年会館に係わる規定を削るものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。
- 議案第14号「函館市縄文文化交流センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、縄文文化交流センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い規

定を整備し、および行政不服審査法の全部改正に伴い規定を整備しようとするものである。

- 改正内容については、まず、第2条の資料特別整理期間における休館日の規定を改めようとするものである。次に、第3条の事務分掌および第4条の職員および職務を削るものである。次に、第7条第4号については、職員を係員に改めるものである。次に、指定管理者に管理を行わせる場合の読替え規定を追加するものである。また、別記第3号様式については、行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求することができる期間を60日から3ヶ月に変更しようとするものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。
- 次に、議案第15号「函館市埋蔵文化財展示館条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの規則の廃止は、函館市埋蔵文化財展示館条例の廃止に伴うものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第10号から議案第15号までについて、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第10号から議案第15号までについては、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第8、議案第16号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第16号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、五稜中学校、大川中学校および桐花中学校を統合し、五稜郭中学校を設置することに伴い、規定を整備しようとするものである。
- 改正内容については、開放校の一覧となっている別表から、五稜中学校および大川中学校を削り、桐花中学校を五稜郭中学校に改めるものである。なお、この規則の施行期日は、平成28年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第16号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第16号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第9、議案第17号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第17号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 委員の任期満了に伴い、池上 収氏ほか51名を平成28年4月1日から平成30年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第17号について、何かあるか。
(意見なし)
- 議案第17号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第10、議案第18号および議案第19号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第18号および議案第19号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」の2件について説明する。
- まず、議案第18号であるが、湯川海水浴場駐車場用地については、湯川海水浴場を来年度以降開設しないことから、駐車場用地について、平成28年3月31日をもって廃止し、教育財産を廃止しようとするものである。なお、廃止後は、隣接する熱帯植物園を所管する土木部へ財産を引き継ぐ予定となっている。
- 次に、議案第19号であるが、埋蔵文化財仮保管庫であるが、埋蔵文化財仮保管庫については、発掘調査等により出土した遺物の仮保管庫として平成3年に建設され、これまで活用してきたが、施設の老朽化が著しく、今後の保管庫としての活用が難しいことや磯谷埋蔵文化財保管庫および古部埋蔵文化財保管庫において、出土した遺物の保管をしていることから、平成28年3月31日をもって廃止し、教育財産を廃止しようとするものである。なお、廃止後は老朽化により他の用途でも利用できないので、取り壊しまで教育委員会で管理することとなる。

■橋田委員長

- 議案第18号および議案第19号について、何かあるか。
(意見なし)
- 議案第18号および議案第19号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第11、議案第20号から議案第22号までの「教育財産の用途変更に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第20号から議案第22号までの「教育財産の用途変更に関し、議決を求めることについて」の3件について説明する。
- この3件の議案については、平成28年3月31日をもって廃止することが決定した4施設の用途を変更しようとするものである。
- まず、議案第20号であるが、戸井郷土館および戸井公民館については、現在、郷土館に展示している郷土資料や文化財の収蔵庫が必要なことから、本年4月1日から浜町文化財収蔵庫として利用しようとするものである。
- 次に議案第21号であるが、戸井埋蔵文化財展示館については、現在、展示館に展示・収蔵している埋蔵文化財などの収蔵庫が必要なことから本年4月1日から泊町文化財収蔵庫として利用しようとするものである。
- 次に議案第22号であるが、大船遺跡埋蔵文化財展示館については、大船遺跡の見学者が利用するトイレや休憩施設、また、遺跡の維持管理に必要な建物であることから、本年4月1日から大船遺跡管理棟として、引き続き利用しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第20号から議案第22号について、何かあるか。
(意見なし)

- 議案第20号から議案第22号までについては、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第13、議案第23号「函館市立的場中学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第23号「函館市立的場中学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 現在の的場中学校の敷地は、所在地「的場町」、地番「4番外4筆」、土地面積は、16,781.17㎡となっている。
- 敷地変更の内容であるが、まず、上の図の赤色の線で囲んだ部分が現在の的場中学校の敷地となっている。また、緑色の線で囲んだ部分が、国有地であったが、このたび、国から市に無償で譲渡され、今後も学校用地として使用するため土木部から教育委員会に6,509㎡を所管替えしようとするものである。
- 次に、上の図の中央部、南北に表示している青色の点線は、企業局が昭和40年に埋設した給水本管であるが、統合校舎新築に支障となるため、今年度以下下の図の青色の実線の位置に移設をしたことから、629.11㎡を給水本管の管路敷地として企業局へ移管するものである。
- なお、移管する管路敷地は、的場中学校の校地内であるが、校舎新築後も通路など、学校敷地として使用することから、今後は、企業局の使用許可を得るものとしている。
- この結果、変更後の的場中学校の敷地は、下の図の黄色い線のとおりとなり、敷地面積が、22,661.06㎡となるものである。

■橋田委員長

- 議案第23号について、何かあるか。
(意見なし)

- 議案第23号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第14、議案第24号「函館市立的場中学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第24号「函館フットボールパークの敷地の変更に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本件は、函館フットボールパークの敷地の一部を廃止し、敷地面積を変更しようとするものである。
- このたびの敷地面積の変更は、一般国道278号線函館新外環状道路工事等に伴い、移転が必要となっている函館バス日吉営業所について、移転協議に一定の目処が立ったことから函館バスの事業用地として、企画部へ所管替えするものである。
- 現在、函館フットボールパークの敷地は、所在地「日吉町4丁目」、地番「64番1」外4筆となっており、土地面積は、99,543.33㎡である。このうち、地番「64番1」土地面積14,434.81㎡のうち、3,08㎡、地番「64番2」土地面積36,830.21㎡のうち、938.87㎡、合計941.95㎡を企画部へ所管替え

するものである。

- これにより、変更後の敷地は、土地面積98,601.38㎡となる。

■橋田委員長

- 議案第24号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第24号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第15、報告事項「豊原4遺跡土坑出土品の国の重要文化財指定について」報告を求める。

■学校教育部長

- このたび、国の重要文化財に、新たに函館市所有の考古資料が指定されることとなったので、報告する。国の文化審議会は、3月11日に開催された文化財分科会の審議・議決を経て、新たに函館市所有の北海道豊原4遺跡土坑出土品一括70点を重要文化財に指定するよう、文部科学大臣に答申した。
- 本物件は、農道改良事業に伴い、平成13年に実施した豊原4遺跡の発掘調査の際に、縄文時代早期の墓と思われる10基の土坑から出土した副葬品と考えられる土器・土製品と、石器の一括資料である。特に土製品には、幼児または子どもの足形・手形を押し当ててつくられた「足形・手形付土製品」5点が含まれている。
- このような土製品は、北海道南部では早期のものが、また東北地方では後期から晩期のものが知られているが、本例は早期のものの一例で、しかも現存では最大の「足形・手形付土製品」が含まれている。本件は、縄文時代の早い時期における特異な葬送儀礼のあり方を知る上で貴重な資料ということで、このたび指定されることとなった。
- なお、本件については、「豊原4遺跡出土の足形付土版等一括資料」として平成26年9月に函館市の指定文化財に指定されていたものである。今後については、7月頃の官報告示により正式に重要文化財に指定され、同時に市の指定文化財は解除となる。

■橋田委員長

- 報告事項について、何かあるか。

(質疑等なし)

- 報告事項については、これで終了する。
- 次に、日程第15、協議事項「開かれた教育委員会の展開について」協議する。
- 前回の定例会でテーマを決定したが、どのように開かれた教育委員会を展開していくかについて、議論したいと考えているので発言願う。
- 平成19年頃から、教育委員会を活性化しなければいけないということで、当時の教育長から意見を求められた。教育委員室ばかりで会議を開くのではなく、市民の声を多く聞く場を設けるために、PTAとの意見交換、中学生の生徒会役員との意見交換、10年を経験した教職員との意見交換などを行ってきた。教育委員会が制度として熟成したものであるためには、開かれた教育委員会である必要があるべきだということである。具体的にどのようなことをしていくかについては、皆さまと意見交換をしたいと思っている。

■小葉松委員

- 個人的には、不登校の問題について民間で取り組んでいる方との懇談をやるべきだと思う。今までは単発でいろいろな方々と懇談してきているが、それでは、なかなか本音を言

わない。例えば、不登校に関して何回か同じ方々と意見交換をした方が本音が聞けると思う。また、移動教育委員会を開催すると、相手方に多大な負担をかけるので、有識者を招聘する方法もある。

■佐藤委員

- 学校、児童・生徒の現状を知りたい。それを踏まえたうえで、課題の対処について協議したい。

■須田委員

- 私も現場の考えが伝わってきていない。現場の方々との意見交換をしてみたい。校長や教頭といった管理職の先生ばかりではなく、一般の教職員の話も聞いてみたいと思う。

■小葉松委員

- 教職員が所属している研究会の方々との意見交換の場を設けることによって、学校の垣根を越えた現場の課題の認識につながるのではないかと思う。

■佐藤委員

- 前回の総合教育会議でも市長から教育委員会と学校現場のつながりについて話があった。

■橋田委員長

- 私は、頻繁に学校に行っているのですが、話を聞く機会はあるが、教育委員会として5人が揃って聞く機会は少ない。教育に携わっている方々の悩み、要求や要望をきちんと聞く必要がある。それを踏まえることによって、様々な課題に対する対応に反映することができる。

■山本委員

- これまでの意見をまとめると、大きく2つに分けられる。1つは、教育委員会に対する多様な意見をどのように吸収するかということと、もう1つは、学校現場の状態をどのように把握するかということ。教育委員会にもっとチャレンジしてほしいと考えている方々の意見を聞くこともよいと思うし、数多くいるのであれば、市長がやっているタウントーキングを行うことは可能だと思う。現場の状態についてであるが、今までは1校に行って、そこの授業の様子を見て、教職員との懇談を何回か行ってきた。それをどのように発展させるかということを考えているが、生徒指導の協議会の方々との懇談を行い、子どもたちの様子を伺うという機会は作れると思う。

■橋田委員長

- 生徒指導を担当している教職員は、いろいろな意見を持っている。多様な意見を聞くことが大切だと思う。予算の話になることが多いかもしれないが、開かれた教育委員会を目指すにあたっては、聞かないより聞いたほうがよいだろう。市民の意見、学校現場の意見をどのように吸い上げるかということだと思う。

■須田委員

- 教育委員会が変わっていくという姿勢を見せるべきだと思う。教育委員が学校に行った際に構えられてしまうと意見交換にならない。懇談を行っても、本当の悩みや課題が見えてこないと感じていた。学校と教育委員会の連携を強化する必要があると思う。そのため

には、教育委員会の方針をきちんと伝えていくことも大事だと思う。

■橋田委員長

- 学校から教育委員会事務局へは連絡が入っていても、教育委員会まで情報が入ってこない場合もあるだろう。全てを報告するものではないと思うが、教育委員会と事務局の連携も必要だろうと思っている。

まずは、学校現場の現状認識、市民との意見交換をしていこうと思う。

■阿部管理課長

- 今後の進め方であるが、幅広く多くの意見を聞いたうえで、教育委員会として課題を抽出して解決策を探していくのか、特定の課題について、有識者を呼ぶなどして課題の認識、対応方法を検討するのか、どちらの方法で進めていくのか決めていただきたい。

■小葉松委員

- 1年くらい同じテーマについて協議した方が議論は深まると思う。例えば、今年度は不登校というテーマについて、有識者を呼んで、ある程度議論を成熟させることがよいと思う。いろいろなテーマでいろいろな意見を聞いてしまうと、整理することが大変だと思う。

■橋田委員長

- 今、子どもの立場から考えると緊急性がある課題は何か。

■学校教育部長

- 学校と子どもの状況でいうと、特別支援の対象となる子どもたちへの対応である。一人ひとりに対してきめ細かな対応はできていないということが現状である。それから、いじめの問題については、深刻な状況はないが、いろいろなケースが発生しており、学校や保護者等の対応により一定程度の解決が図られているものが多いが、長引くケースもある。不登校に関しては、子どもに会えないケースについては少なくなっている。市で行っている適応指導教室だけでは、場の提供が十分ではないので、これからも検討をしていかなければ課題だとは思う。

■小葉松委員

- 不登校というテーマを挙げた理由は、成人してからのひきこもりにつながるケースが多いからである。地域や国家からすると大きな損失なので、不登校対策は真剣に取り組むべきだと医療の現場にいると感じる。

■須田委員

- いろいろなテーマが出ているが、現場の教職員は教育委員会に対して何を望んでいるのか。

■小葉松委員

- 子どもたちと向き合う時間を増やしてあげたい。

■山本委員

- 子どもたちと向き合う時間を削られる状況は避けなければならないと考え、新年度予算では、中学校における免外の解消や部活動地域支援者の導入など教職員の負担を軽減した

いと思っていて、教職員の環境整備については、教育委員会の役目なので、きちんと考えていかなければと思う。

■橋田委員長

- いろいろな意見が出たが、この場では決めかねるので、来月の定例会で再度協議を行い、どのように取り組んでいくかということを決定していきたいと思うがいかがか。

(異議なし)

- それでは、来月も同じテーマで協議することとする。

■終了宣言

- 午後3時30分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 佐 藤 敬 一

調製者庶務係 若 崎 友 哉